

＼健保と年金／

# ほっと便

2024

4

わかやま

吉座川町 佐田の桜

主な内容

- P2 令和6年度の年金額改定について
- P3 令和6年度の健康保険・介護保険料率について  
～健康保険料率を下げるための取り組み～
- P4 シニアライフセミナー等の開催結果について／  
社会保険クイズ



# 日本年金機構 からのお知らせ

和歌山東年金事務所 〒640-8541 和歌山市太田三丁目3番9号  
 和歌山西年金事務所 〒641-0035 和歌山市閏戸二丁目1番43号  
 田辺年金事務所 〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24番8号

## 令和6年度の年金額改定について ～年金額は前年度から2.7%の引上げ～

令和6年度の年金額は、法律の規定に基づき、令和5年度から2.7%の引上げとなりました。

### 令和6年度の年金額の例

	令和5年度 (月額)	令和6年度 (月額)
国民年金 ※1 (老齢基礎年金(満額):1人分)	66,250円	68,000円 (+1,750円)
厚生年金 ※2 (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む 標準的な年金額)	224,482円	230,483円 (+6,001円)



※1 昭和31年4月1日以前生まれの方の老齢基礎年金(満額1人分)は、月額67,808円(対前年度比+1,758円)です。

※2 平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準です。

### 年金額の改定ルール

年金額は、物価変動率や名目手取り賃金変動率に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっています。物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、令和6年度の年金額は、名目手取り賃金変動率(3.1%)を用いて改定します。

また、令和6年度のマクロ経済スライドによる調整(▲0.4%)が行われます。

よって、令和6年度の年金額の改定率は、2.7%となります。

### 参考：令和6年度の参考指標

- ・物価変動率 : 3.2%
- ・名目手取り賃金変動率 ※1 : 3.1%
- ・マクロ経済スライドによるスライド調整率 ※2 : ▲0.4%

※1 「名目手取り賃金変動率」とは、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と3年度前の可処分所得割合変化率(0.0%)を乗じたものです。

#### ◆名目手取り賃金変動率(3.1%)

$$\text{= 実質賃金変動率} (\Delta 0.1\%) + \text{物価変動率} (3.2\%) + \text{可処分所得割合変化率} (0.0\%)$$

(令和2~4年度の平均)      (令和5年の値)      (令和3年度の値)

※2 「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率を設定し、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するもので、この仕組みは、平成16年の年金制度改革により導入されました。

マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

#### ◆マクロ経済スライドによるスライド調整率(▲0.4%)

$$\text{= 公的年金被保険者総数の変動率} (\Delta 0.1\%) + \text{平均余命の伸び率} (\Delta 0.3\%)$$

(令和2~4年度の平均)      (定率)

### お問い合わせ先

和歌山東年金事務所 … 073-474-1841 和歌山西年金事務所 … 073-447-1660 田辺年金事務所 … 0739-24-0432

協会けんぽ和歌山支部の加入者・事業主の皆様へ /

## 令和6年度の保険料率が決定しました

令和6年2月分(3月納付分)まで

令和6年3月分(4月納付分)から

**健康保険料率****9.94%****10.00%****介護保険料率****1.82%****1.60%**

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※任意継続被保険者の方は、令和6年4月分(4月納付分)から変更になります。

### ～医療のかかり方と健康づくりが大切～ 健康保険料率を下げるために

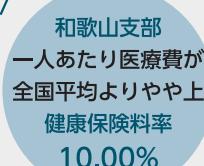
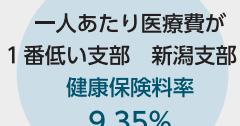
#### 一人ひとりが上手な医療のかかり方をこころがけよう

健康保険料率は、都道府県ごとの年齢構成や所得水準の差等を調整した上で、当該都道府県の加入者一人あたりの医療費に基づいて算出されます。

そのため、和歌山支部加入者の一人ひとりが医療のかかり方を見直し上手にかかることで、医療費の伸びを抑えることができ、健康保険料率の伸びを抑えることができます。



医療費が高い支部は  
保険料も高くなる



#### - 医療のかかり方を見直すには -

- ・緊急の時以外は平日の診療時間内に医療機関を受診する
- ・同じ病気で複数の医者にかかる「はしご受診」を避ける
- ・夜間・休日の子供の急な病気の時は「こども医療電話相談(#8000)」を利用する

#### 「インセンティブ制度」による引き下げを目指し、5つの健康づくりに取り組もう

協会けんぽでは“5つの健康づくりの取り組みの結果”を全国47支部でランキング付けし、上位15支部の2年後の健康保険料率を引き下げる「インセンティブ制度」を導入しています。

今年度(令和6年度)、下記の5つの健康づくりに取り組み、上位15位以内に入れば、令和8年度の健康保険料率を下げるることができます。

##### 取り組み① 特定健診等の実施率



年1回健診を受診しま  
しょう！

##### 取り組み② 特定保健指導の実施率



対象の従業員に保健  
指導を受けるよう、  
お声がけください！

##### 取り組み③ 特定保健指導対象者の 減少率



日頃から健康的な生  
活習慣を維持しま  
しょう！

##### 取り組み④ 医療機関への受診勧 奨を受けた要治療者の 医療機関受診率



早期の受診で重症化  
を予防しましょう！

##### 取り組み⑤ ジェネリック医薬品 の使用割合



お薬代を軽減できる  
ジェネリック医薬品  
を利用しましょう！

## 『令和6年度事業のご案内』のパンフレットを同封しています

当協会が令和6年度に実施する各事業の開催月・開催地・広報(ご案内)月等を記載していますので、ご参照ください。

※海遊館入館引換券の補助額及び入館除外日の変更にご注意ください。

今年度も引き続き、会員事業所の皆様のご協力をお願い申し上げます。

各事業へのご参加を心よりお待ちしております。

一般財団法人 和歌山県社会保険協会



## 社会保険新任事務担当者講習会を開催しました！

新しく社会保険事務を担当される方を対象に社会保険・労働保険の基礎知識の習得を目的に講習会を県内4会場で開催しました。※()内は参加者

①1月17日 / 和歌山ビッグ愛 (21名) ②1月19日 / 打田生涯学習センター (9名)

③2月8日 / 丹鶴ホール (6名) ④2月9日 / 県立情報交流センター Big・U (15名)

①②は名手亞紀子社会保険労務士、③④は南靖司特定社会保険労務士にご講演をいただきました。講師の方々、参加されました皆様ありがとうございました。



令和6年2月9日：Big・U (田辺市)

## シニアライフセミナーを開催しました！

会員事業所に勤務されている55歳以上の被保険者又は社会保険事務担当者を対象に

①定年後のセカンドライフとお金、②年金制度を理解しよう！をテーマとしたセミナーを2月14日に和歌山ビッグ愛において開催しました。(参加者26名)

①は垣由起ファイナンシャルプランナー(和歌山県金融広報委員会金融広報アドバイザー)、②は東谷美希特定社会保険労務士(合同会社労務アシスト)にご講演をいただきました。講師の方々、参加されました皆様ありがとうございました。



令和6年2月14日：ビッグ愛(和歌山市)

## 社会保険クイズ

国民年金保険料の産前産後期間の免除制度に関するクイズです。

国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。

次の[A]、[B]に該当する月数をお答えください。

・単胎妊娠の場合、出産予定日または出産日が属する月の前月から[A]ヶ月間の国民年金保険料が免除されます。

・多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日が属する月の3ヶ月前から[B]ヶ月間の国民年金保険料が免除されます。

ご応募は！

ハガキに①答え②氏名③〒と住所④事業所名⑤当協会へのご要望・ご意見

等をご記入の上、2024年5月31日(金)までに以下(発行所)あてご応募ください。正解の中から抽選で5名様に素敵な景品をお送りいたします。(景品の発送をもって発表にかえさせていただきます。)ご応募いただいた際の個人情報は、今回のクイズに係る業務に使用させていただいた後、当協会が責任をもって廃棄いたします。

2月号のクイズの答え

正解は、A → 10月 B → 51人でした。

令和6年10月から、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等(現在は被保険者数101人以上の企業等)で働く以下の要件にすべて該当する短時間労働者の方は、社会保険の加入が義務化されます。

《加入対象(短時間労働者)の要件》

- 週の所定労働時間が20時間以上  2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- 所定内賃金が月額8.8万円以上  学生ではない

なお、短時間労働者の適用拡大の詳細は日本年金機構HPをご覧ください。



●発行所 一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F ☎ (073)426-1555 FAX (073)426-1565

・ホームページ <https://www.shahokyokai-wakayama.jp/>

・この広報紙は上記ホームページでもご覧いただけます

